

令和7年度
宮城県電子処方箋の活用・普及促進事業
Q & A

令和7年6月17日現在
宮城県保健福祉部薬務課
(ver 1)

内容

【●補助対象・施設区分関係】	1
問1 どのような施設が補助の対象となりますか。	1
問2 昨年度県の補助を受けました。本年度も対象となりますか。	1
問3 社会保険診療報酬支払基金と宮城県の補助金を両方申請することは可能ですか。	1
問4 既に社会保険診療報酬基金から電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受け電子処方箋の運用を開始していますが、今回、宮城県の補助金は申請できますか。	1
問5 法人として複数の施設を開設していますが、申請にあたっては施設ごとに行う必要がありますか。	1
問6 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ保険医療機関は、それぞれ宮城県の補助金の対象となりますか。また、医科と歯科の費用をどのように分けて申請をすればよいですか。	2
問7 社会保険診療報酬支払基金の補助金では、薬局を「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分されていますが、宮城県の補助金ではそのような区分は生じないのですか。	2
問8 要綱に記載されている「別の新機能」とは、具体的にどのような機能のことですか。	2
問9 既に電子処方箋管理サービスを初期導入済みで、社会保険診療報酬支払基金から補助金の交付決定を受けたため、宮城県に申請を行いました。今後、新機能を導入する予定ですが、さらに申請できますか。	2
問10 社会保険診療報酬支払基金のホームページに記載されている新機能（院内処方機能）は補助対象になりますか。	3
問11 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト（修理費用を含む）も補助対象になりますか。	3
問12 社会保険診療報酬支払基金の補助金を活用し電子処方箋の導入を行いました。現在は休業中です。この場合でも補助の対象となりますか。	3
【●交付申請・実績報告関係】	3
問13 申請方法と申請受付期間を教えてください。	3
問14 宮城県の補助金の申請期限に間に合わせるためには、社会保険診療報酬支払基金の補助金は、いつまでに申請すればよいですか。	3
問15 社会保険診療報酬支払基金に対して補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。宮城県の補助金申請期限に間に合わないことから、添付書類が揃わない場合でも宮城県への申請は可能ですか。	4

- 問 16 実績報告書の提出は必要ですか。4
- 問 17 社会保険診療報酬支払基金の交付決定通知書や領収書、領収書内訳書を紛失させてしまいました。書類を添付できない場合でも宮城県への申請は可能ですか。4
- 問 18 電子処方箋に関する取組として、「ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示を実施したことを示す写真等」とありますが、例えば、申請施設のホームページにおいて、電子処方箋に関する取組を公開している場合は認められますか。4
- 【●その他】5
- 問 19 宮城県の補助金について、想定以上に申請が殺到し、予算額が上限に達してしまった場合はどうなりますか。5
- 問 20 補助金申請の関係で電話がかかってくることはありますか。5
- 問 21 申請に関して分からないことがあり、問い合わせる場合、どちらの担当課・電話番号に問い合わせればよいですか。また、問い合わせの受付時間は決まっていますか。5

【●補助対象・施設区分関係】

問1 どのような施設が補助の対象となりますか。

- 社会保険診療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受けた宮城県内の保険医療機関、保険薬局が対象となります。

問2 昨年度県の補助を受けました。本年度も対象となりますか。

- 既に補助を受けている場合は補助の対象にはなりません。
ただし、既に「(1) 電子処方箋管理サービスの初期導入費用・導入に付随する実地指導費用の事業」に係る補助金の交付を受けた者が、新たに「(2) リフィル処方箋への対応等の新機能導入費用・導入に付随する実地指導費用を実施する新機能の事業」に係る補助金を申請する場合は対象となります。

問3 社会保険診療報酬支払基金と宮城県の補助金を両方申請することは可能ですか。

- 電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金については、社会保険診療報酬支払基金の補助金と県の補助金を合わせて受け取ることができます。

問4 既に社会保険診療報酬基金から電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受け電子処方箋の運用を開始していますが、今回、宮城県の補助金は申請できますか。

- 電子処方箋管理サービスを導入して、社会保険診療報酬支払基金から電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受けている施設であれば、県の補助金を申請することが可能です。ただし、上記問2のとおり昨年度補助を受けている場合は対象にはなりません。
(参考) 問2

問5 法人として複数の施設を開設していますが、申請にあたっては施設ごとに行う必要がありますか。

- 施設ごとの申請となります。同一の開設者における複数の保険医療機関、保険薬局を取りまとめた一括での申請は受け付けていません。

問6 医科・歯科の2つの医療機関コードを持つ保険医療機関は、それぞれ宮城県の補助金の対象となりますか。また、医科と歯科の費用をどのように分けて申請をすればよいですか。

- 社会保険診療報酬支払基金から医科・歯科別々に電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受けた場合は、医科・歯科両方が対象となります。医科と歯科のそれぞれの施設区分で、申請を行ってください。

問7 社会保険診療報酬支払基金の補助金では、薬局を「大型チェーン薬局（グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局）」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」に区分されていますが、宮城県の補助金ではそのような区分をしないのですか。

- 県の補助金では、「大型チェーン薬局」と「薬局（大型チェーン薬局以外）」の補助率と補助上限額に違いがないため、区分は行っていません。

問8 要綱に記載されている「別の新機能」とは、具体的にどのような機能のことですか。

- 電子処方箋管理サービス導入に関するシステムベンダ向け技術解説書に掲げられた以下の新機能を指します。
 - ・リフィル処方箋への対応
 - ・口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧
 - ・マイナンバーカード署名
 - ・処方箋 ID 検索
 - ・調剤結果 ID 検索（保険薬局の場合のみ）

問9 既に電子処方箋管理サービスを初期導入済みで、社会保険診療報酬支払基金から補助金の交付決定を受けたため、宮城県に申請を行いました。今後、新機能を導入する予定ですが、さらに申請できますか。

- 新機能を導入後、社会保険診療報酬支払基金等に係る費用の補助金の交付決定を受けた施設は、申請可能です。
(参考) 問2、問4

問10 社会保険診療報酬支払基金のホームページに記載されている新機能(院内処方機能)は補助対象になりますか。

- 補助対象になりません。新機能とは前ページの間8の回答のとおりです。

問11 電子処方箋管理サービス導入後に生じるランニングコスト(修理費用を含む)も補助対象になりますか。

- 導入後に生じるランニングコスト(修理費用を含む)は補助対象外です。

問12 社会保険診療報酬支払基金の補助金を活用し電子処方箋の導入を行いました。現在は休業中です。この場合でも補助の対象となりますか。

- 当該補助金は電子処方箋の活用・普及の促進を目的としていることから、対象とはなりません。廃止した場合も同様です。

【●交付申請・実績報告関係】

問13 申請方法と申請受付期間を教えてください。

- 申請方法は「みやぎ電子申請サービス」(LoGo フォーム)のみです。

<https://logoform.jp/form/GQGB/1043790>

*電子メールや郵送、来所による申請受付はしていません。

*令和7年7月1日(火)よりURL、二次元バーコードが有効になります。



- 申請受付期間は令和7年7月1日(火)から令和7年12月25日(木)までです。延長の予定はありません。

問14 宮城県の補助金の申請期限に間に合わせるためには、社会保険診療報酬支払基金の補助金は、いつまでに申請すればよいですか。

- 社会保険診療報酬支払基金の補助金交付申請から交付決定まで1カ月から2カ月程度の時間を要すると伺っておりますので、年内の早い時期に速やかに基金への手続きをお願いします。

なお、詳細については、下記までお問合せください。また、新機能については、前ページの間8を参照ください。

■オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00 土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

問 15 社会保険診療報酬支払基金に対して補助金の申請を行っていますが、未だ補助金交付決定通知書が届きません。宮城県の補助金申請期限に間に合わないことから、添付書類が揃わない場合でも宮城県への申請は可能ですか。

- 本事業の補助対象者の要件を社会保険診療報酬支払基金の電子処方箋管理サービスの導入等に係る費用の補助金の交付決定を受けた保険医療機関・保険薬局としているため、関係書類写しの添付を求めています。
- 交付申請において、入力内容の不備・不足のほか、添付すべき関係書類がない場合は、補助金交付要件を満たしていると確認できないことから、受理できません。

問 16 実績報告書の提出は必要ですか。

- 交付申請書が実績報告書を兼ねていることから、実績報告書の提出は必要ありません。

問 17 社会保険診療報酬支払基金の交付決定通知書や領収書、領収書内訳書を紛失させてしまいました。書類を添付できない場合でも宮城県への申請は可能ですか。

- 問 15 の回答のとおり、添付すべき関係書類がない場合は受理できません。
- なお、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知書や補助金申請時に使用した添付書類はダウンロードすることが可能とのことですので、添付書類を準備した後に、県の交付申請手続きをしてください。

ダウンロードの詳細については、下記を参照願います。

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010008

問 18 電子処方箋に関する取組として、「ポスター掲示、デジタルサイネージ等での広報資材の表示を実施したことを示す写真等」とありますが、例えば、申請施設のホームページにおいて、電子処方箋に関する取組を公開している場合は認められますか。

- 認められます。施設の名称及び電子処方箋に関する取組項目が分かるようスクリーンショットしたもの等のPDFデータを申請の際に添付してください。

【●その他】

問 19 宮城県の補助金について、想定以上に申請が殺到し、予算額が上限に達してしまった場合はどうなりますか。

- 当該事業の予算については、県議会から承認を得た範囲内での執行となるため、上限に達成した時点で終了となります。
- また、県の補助金交付は受付順となることから、交付を希望される場合は早めの手続きをお願いします。

問 20 補助金申請の関係で電話がかかってくることはありますか。

- 申請書に不備があった場合、修正又は是正をお願いするため、保険医療機関については宮城県保健福祉部医療政策課（022-211-2617）から、保険薬局については宮城県保健福祉部薬務課（022-211-2651）から連絡をすることがあります。

問 21 申請に関して分からないことがあり、問い合わせる場合、どちらの担当課・電話番号に問い合わせればよいですか。また、問い合わせの受付時間は決まっていますか。

- 当該補助金に関するお問合せ担当課・電話番号及び受付時間は次のとおりです。

■問い合わせ先

保険医療機関の場合

宮城県保健福祉部医療政策課 電話番号：022-211-2617

保険薬局の場合

宮城県保健福祉部薬務課 電話番号：022-211-2651

■受付時間

月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00